

# 環境省説明資料

平成27年10月29日

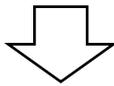
有識者を交えた環境省と加美町の意見交換会



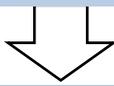
# 宮城県の指定廃棄物の処理に向けたこれまでの取組

平成25年11月11日：第4回市町村長会議において、宮城県における選定手法等を確定。

〔環境省にて、選定作業を実施〕



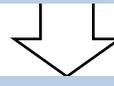
平成26年1月20日：第5回市町村長会議において、詳細調査の候補地として、深山嶽(栗原市)、下原(大和町)、田代岳(加美町)の3カ所を提示。



平成26年5～6月：環境省、県、詳細調査候補地が所在する3市町による関係者会談を実施。



平成26年7月25日：第6回市町村長会議において、石原大臣から村井知事に、詳細調査実施に関する県内市町村の意見の取りまとめを依頼。

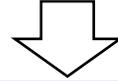


平成26年8月4日：第7回市町村長会議(県主催)において、村井知事が市町村長の意見を取りまとめ。

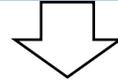


# 宮城県の指定廃棄物の処理に向けたこれまでの取組(つづき)

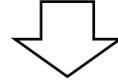
平成26年8月7日：村井知事が石原大臣を訪問し、市町村長の総意として詳細調査の実施の受け入れを表明。



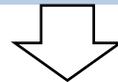
平成26年8月20日：井上副大臣が3市町を訪問し、詳細調査の内容について説明。



8月21日以降、文献調査を中心に詳細調査を実施。  
10月上旬より現地での調査(地表地質踏査)を開始。



10月24日、25日、27日：3カ所の詳細調査候補地にて、ボーリング調査を試みる。



平成27年春頃から、加美町関係者への個別訪問や、県民フォーラムの開催など、丁寧に説明を行う取組を実施。

平成27年8月29日、30日及び10月6日～：現地での詳細調査を試みる。

**加美町からこれまでにいただいたご指摘に関する  
環境省の考え方について**

# 詳細調査候補地の面積に関するご指摘について①

## 長期管理施設の必要面積

- 宮城県における指定廃棄物の長期管理施設については、

- ①埋立地、
- ②仮設焼却炉、
- ③焼却対象物の仮置き場、
- ④管理施設、
- ⑤搬入道路・構内道路等、
- ⑥防災調整池

が必要であると考えております。  
(合計2.53ha)

施設名	必要面積(m <sup>2</sup> )	算定根拠
①埋立地	8,100	1区画あたりの容量を250m <sup>3</sup> とし、空隙や充填する土壌等の容積を考慮して計画最終処分量を埋立てするために必要な区画数を計算 (8,700t × ※ <sup>1</sup> 1.29m <sup>3</sup> /t ÷ 250m <sup>3</sup> = 45区画) 1基当たり最大12(2×6)の区画(30.7×42.1m)とすると4基必要 遮断型構造物4基(2×2)の面積は周囲の作業用道路(w6.0m)を加えて算定 (30.7m × 2 + 6.0m × 3) × (42.1m × 2 + 6.0m × 3) = 8,115 ⇒ 8,100m <sup>2</sup>
②仮設焼却炉 (前処理設備及び灰出し設備含む)	3,300	35トン/日の焼却炉を整備するための面積は既存の同規模の焼却炉の実績を参考に3,300m <sup>2</sup> とした
③焼却対象物仮置き場	3,000	焼却対象物の大多数を占める稲わらロールを35t/日×7日=245t (245t ÷ (※ <sup>2</sup> 0.95m <sup>3</sup> ÷ ※ <sup>3</sup> 5.9m <sup>3</sup> /t) = 1,522ロール)仮置きする 1区画(20m×5m、2段積み)に154ロール(Φ1.1m、h=1.0m)仮置き可能であるので、 合計10区画(5×2)の仮置き場が必要 10区画の仮置き場面積は周囲の作業用道路(w4.0m)を含めて算定する (5m×5+4m×6+2m×2) × (20m×2+4m×3+2m×2) = 2,968 ⇒ 3,000m <sup>2</sup>
④管理施設	1,500	管理施設は、管理棟(700m <sup>2</sup> )、駐車場(500m <sup>2</sup> )、倉庫・車庫(300m <sup>2</sup> )の合計1,500m <sup>2</sup> とした
⑤搬入道路・構内道路等	6,900	上記①～④施設を効率的に配置可能な矩形を設定(175m×130m=22,750m <sup>2</sup> ) 搬入道路・構内道路等の面積は矩形の面積から上記①～④の面積を控除した面積として算出
⑥防災調整池	2,500	上記①～⑤の面積(22,800m <sup>2</sup> )に対して、宮城県林地開発許可の基準(開発面積1haあたり1,410m <sup>3</sup> )に従うと3,215m <sup>3</sup> の調整池容量を確保するため一辺42mで深さ5mの調整池を設置する 防災調整池の面積は調整池の周囲の作業道路(w4.0m)を加えて (42.0m+4.0m×2) × (42.0m+4.0m×2) = 2,500m <sup>2</sup> とした
合計	25,300	

※1 埋立物の容積換算係数(m<sup>3</sup>/t) ※2 1ロールの容積(m<sup>3</sup>) ※3 稲わらの容積換算係数(m<sup>3</sup>/t)  
(出典:平成26年1月20日 第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議 資料2別紙1 P37)

# 詳細調査候補地の面積に関するご指摘について②

## 詳細調査候補地(田代岳)における面積について

### 面積が足りないのではないか

- 田代岳の詳細調査候補地は、宮城県の長期管理施設に必要な面積を超える、2.6haの面積を確保できるものと考えています。 ※この土地は、平均的な傾斜が15%以下という選定の基準を十分に下回るなだらかな傾斜の土地です。

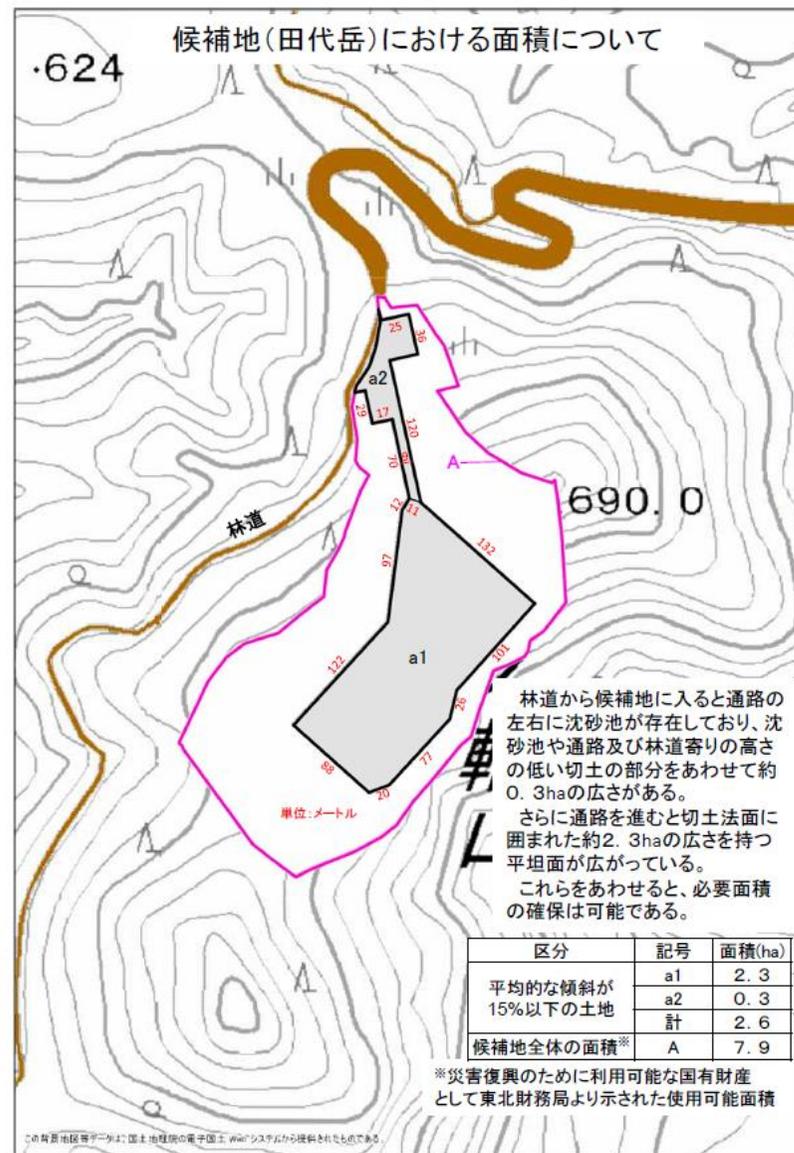
### 必要面積を恣意的に変えたのではないか

- 平成25年11月11日の第4回宮城県市町村長会議では、2.64haとしていましたが、抽出時点における最新の保管量を基に計算を行い、必要面積を2.53haとしたものです。

※第4回の市町村長会議の資料において、「候補地の抽出にあたっては最新の保管量で再計算を行う必要がある。」とされており、これに基づき再計算しました。

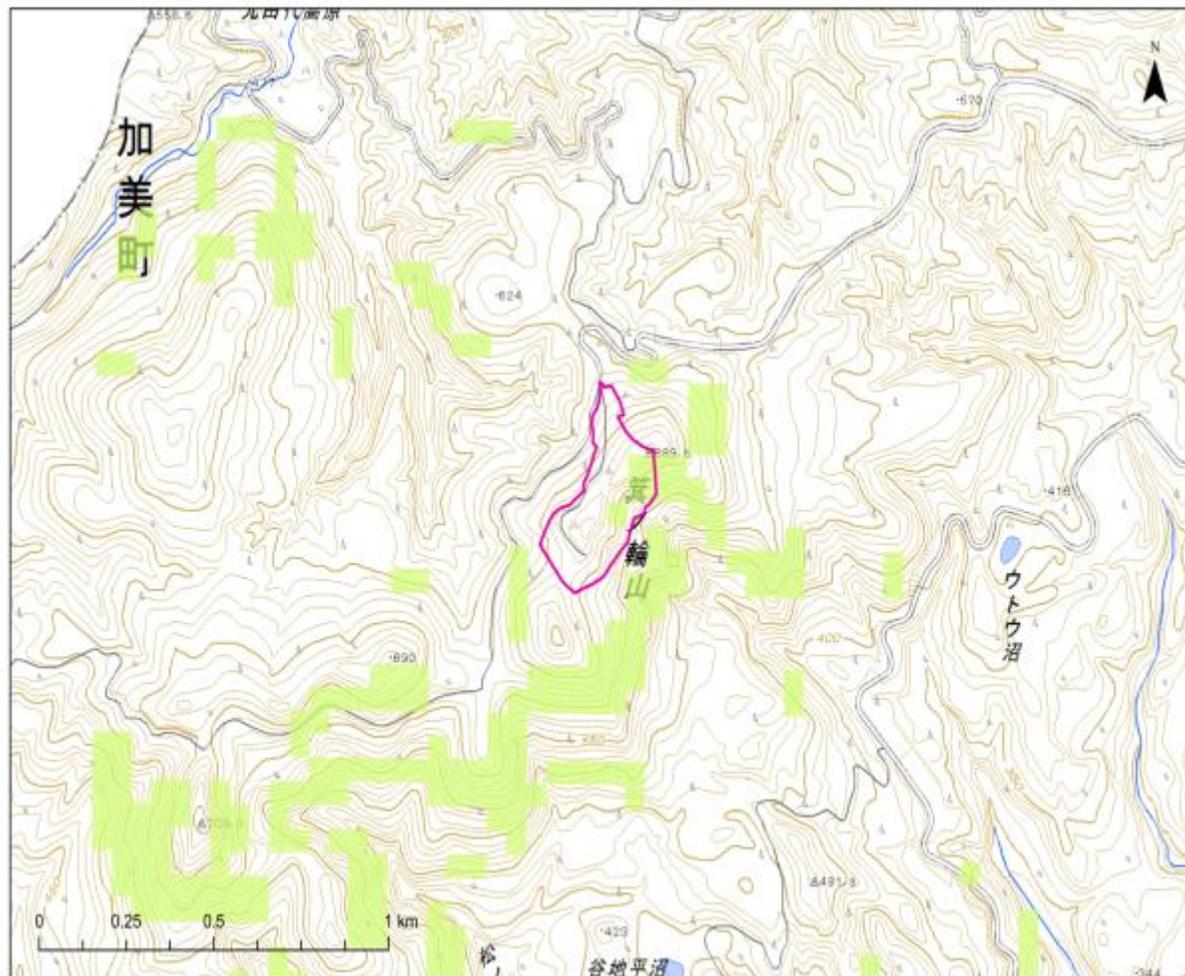
### 防災調整池の面積が足りないのではないか

- 宮城県林地開発許可の基準に基づいた容量を踏まえ、標準的な調整池の水深や形状を仮定して面積を算出しており、必要な面積を満たしていると考えています。
- 実際の防災調整池の面積は、調整池の形式や水深等の形状によっても異なるものであり、設計の段階で必要な容量を確保できるよう考慮します。
- また、施設の具体的な配置や排水計画については、今後の詳細調査の段階で検討したいと考えています。



# 詳細調査候補地は、勾配30度以上の傾斜地を含み除外されるべきとのご指摘について

- 選定手法が確定する以前より、東北財務局から提供のあった災害復興のために利用可能な国有地の一覧に田代岳の候補地は「更地、岩石採取跡地」として示されていました。
- 一方、数値地図25000(国土交通省・2001年)の50mメッシュのデータを用いて、抽出を行った結果、「勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア」に該当する部分を除外することとしましたが、上記の内容と齟齬があることがわかりました。
- このため、環境省が田代岳詳細調査候補地において現地確認を行った結果、改めて田代岳候補地の一部が更地であり、必要面積を確保できるなだらかな土地であることを確認しました。



# 選定に使用したデータが古いとのご指摘について

- 市町村長会議で議論した結果、第4回会議（平成25年11月11日）において宮城県における選定手法が確定しました。
- 選定手法の中では、右図のとおり、当時における県全域を網羅する既存のデータに基づいて選定することとしています。
- 現在、さらに詳しいデータが存在するのかどうかについては、詳細調査を行う中で、ご指摘のデータを含めた、より詳しいデータを集めているところであり、こうした文献調査や現地でのボーリング調査により追加的な情報を得た上で、結果をとりまとめ、有識者会議で評価して頂くこととしています。

表 3.1 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため  
避けるべき地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	評価に使用する既存知見	
1) 地すべり	地すべり危険箇所に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）	
	地すべり地形箇所に該当するエリア	・地すべり地形分布図データベース（防災科学技術研究所）	
2) 斜面崩壊	砂防指定地に該当するエリア	・20万分の1土保全基礎調査（国土交通省） ・旧国土庁土地局土保全国 ・県提供データ	
	急傾斜地崩壊危険箇所に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）	
	深層崩壊渓流区域（相対的な危険度の高い渓流区域）に該当するエリア	・深層崩壊渓流レベル評価マップ（国土交通省）	
	勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア	・数値地図25000（国土交通省）の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出	
3) 土石流	土石流危険区域に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）	
	土石流危険渓流に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）	
4) 洪水	洪水浸水区域に該当するエリア	・河川管理者（国・県）提供データ	
5) 雪崩	雪崩危険箇所に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）	
6) 地震（活断層及びその周辺）	活断層・推定活断層から300m以内のエリア	・活断層詳細デジタルマップ（東京大学出版会） ・活断層データベース（産業技術総合研究所HP）	
7) 津波	①または②に該当するエリア	①東日本大震災における津波到達（浸水域）ラインより海側のエリア	・津波到達（浸水域）ラインデータ（東大生産技術研究所）
		②各県で想定される津波浸水区域に該当するエリア	・千葉県津波浸水予測図 ・茨城県津波浸水想定図 ・宮城県津波浸水域予想図
8) 火山噴火	・火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要がある47火山の火口周辺が対象 ・ハザードマップが作成されている場合は①、いない場合は②を採用する	①大砕流・大砕サージの予測範囲エリア	・火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要がある火山（気象庁） ・対象火山の火山ハザードマップ（国土交通省、県、市町村）
		②噴火警戒レベル3（入山規制）に相当する火口から4km以内のエリア	・火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要がある火山（気象庁） ・噴火警戒レベル（火山防災協議会）
9) 陥没	炭鉱等鉱山跡、地下採石場跡、防空壕、カルスト地形等のエリア及び道路・鉄道トンネルの直上	・鉱山跡：地圏環境インフォマティクスシステム（東北大学大学院環境科学研究科） ・地下採石場跡（大谷石採石場跡）：栃木県地域防災計画（栃木県） ・防空壕：国土交通省地下壕分布図（国土交通省、農林水産省） ・カルスト地形：第3回自然環境保全基礎調査（農林庁） ・道路・鉄道トンネル：電子国土基本図（国土交通省）	

（出典）平成24年11月11日第4回宮城県市町村長会議

資料1（別紙1）宮城県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等

# 水源であることから除外すべきとのご指摘について①

- 施設の構造 : 施設は、雨水や地下水などの浸入を防ぐほか、水を排出しない堅固な二重構造のコンクリート施設とする予定です。
- 定期的な点検 : 地下水は定期的にしつかりと測定し、その結果についてはウェブサイトなどで公表する予定です。





# 宮城県内の指定廃棄物の放射能濃度の再調査を行うべきとのご指摘について

- 指定廃棄物の放射能濃度については、環境省において指定廃棄物として指定する際に把握しており、全体的な濃度の減衰の傾向についても計算上把握が可能です。
- 一方、宮城県内で一時保管されている指定廃棄物については、個々の一時保管場所において、指定廃棄物がどのような状況になっているか把握することは重要と考えています。
- このことを踏まえ、宮城県内の指定廃棄物の放射能濃度の現状を適切に把握するため、現在、一時保管者に協力を要請しつつ、再測定に関する作業を実施しているところです。

※なお、仮に放射能濃度が8,000Bq/kgを下回っていたとしても、ただちに指定廃棄物の指定が解除されるものではなく、引き続き国が責任を持って処理する必要があります。